

## 論文要旨と審査結果報告

### Vulnerable People and Flood Risk Management Policies 災害弱者と洪水リスク管理政策

学位申請者氏名： Karina Vink (DOC11121)

論文提出日： 平成 26 年 6 月 23 日 (月)

論文発表会開催日：平成 26 年 7 月 14 日 (月)

審査委員会開催日：平成 26 年 7 月 14 日 (月)

論文最終版提出日：平成 26 年 8 月 29 日 (金)

#### I. 論文要旨

本論文は、災害リスク管理政策の中で、どれだけ災害弱者援護策が考慮されているかを、洪水災害を焦点に、検討したものである。老人、身体障害者、生活困窮者など、潜在的に災害要援護者を含むグループはたくさんあり、彼らは特別のケアがない限り、通常人と同等のリスクレベルにはならない。しかしながら、彼らの特性は、必ずしも災害リスク管理策に反映されてはいない。

このような問題の解決に糸口を見出すため、本論文では、災害要援護者、潜在的な要援護者グループを定義し、潜在的な要援護者グループを形成する要因と構造を検討し、さらにその実態を、日本、オランダ、米国の三か国でケーススタディし、最後に、国並びに地域レベルの防災政策評価のための計測指標を提案した。

研究成果の要点は以下の通りである。

災害要援護者は、心身能力、物的能力、知識経験の欠如並びに援護責任により規定できる。このような特性を備えた人口を多く擁するグループが潜在的な要援護者グループである。本論文では、ケーススタディ三か国で重要なグループとして、子供、老人、少数民族、身体障害者、生活困窮者、女性、ペット飼育者を選び検討した。それぞれのグループの指標としては、数値データの入手可能な項目を選び、それを指標として、数量的評価を行った。この結果、いずれの国でも 10 の指標で、80%の潜在的な要援護者グループの人口が把握できること、そのうち 7 つは三か国とも共通で、「車を持たない女性」、「ペット所有者」、「身体障害者」、「文字の読めない人」、「14 歳以下の若年層」、「保育士」、「身障者介護者」であることなどが分かった。このことから、三か国には共通点が多く、今後増加する要援護者問題での、国際協働の必要性と可能性が示された。

また国、県、市町村レベルの法制度の検討では、要援護者へのケアの度合いに着目して五段階評価を行い、各国の、要支援者対応の制度上の特徴を明らかにした。国によって、どのレベルで要援護者対策に重点を置いているかが異なっているところが興味深く、このこ

とからも国際比較により、相互学習できる点の多いことが明らかになった。

## II. 審査報告

審査委員：主査 竹内 邦良（土木研究所 ICHARM 連携教授）  
委員 Kibler, Kelly M.（土木研究所 ICHARM 連携准教授）  
委員 大原 美保（土木研究所 ICHARM 連携准教授）  
委員 安藤 尚一  
委員 森地 茂  
委員 園部 哲史  
委員 立木 茂雄（同志社大学 教授）

申請者による口頭発表と質疑（約 50 分+30 分）の後、審査委員による最終審査会（約 30 分）を開催した。

主たる意見は、「要援護者対策に関しては、基本データの不足、非公開、立法の英訳不足など、外国人による実態調査、解析には大きな困難が伴う。その障害を乗り越えて、要援護者を数値化し制度評価を行い、その国際比較に取り組んだのは評価される。共通の問題を抱える国の相互学習の道を開くものである。」というものであり、全委員が合格と判定した。但し、防災法の立法時期、洪水の形態による違い、国による上位立法と下位立法の関係、地域社会での取り組み実態などの考察が必要など、大小合わせて 127 に及ぶ改善点が指摘され、最終論文に反映させるよう指導があった。

これらの点については、8 月 29 日の論文最終提出までに、再検討や追加調査を行い、主査に相談の上最終論文に反映し、完成させた。